

金融負債の分類及び測定：検討状況の整理に向けた論点の検討

- [論点 5] 複合金融商品¹の取扱い -

複合金融商品の取扱いに関する見直しの経緯

1. 企業会計基準委員会（以下、当委員会）では、我が国の金融商品会計基準について、国際的な会計基準に関する動向を踏まえ、IFRS とのコンバージェンスを図る観点から検討を行ってきた。
2. 複合金融商品の取扱いについては、平成 11 年 1 月に公表された「金融商品に関する会計基準」（企業会計審議会）において定められた後、物価連動債など、同基準公表時には想定されていなかった商品が出てきたこと等を踏まえ、平成 18 年 3 月、当委員会は、「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」を公表している。また、平成 21 年 5 月、国際会計基準審議会（IASB）から公表されたディスカッション・ペーパー「金融商品の報告に関する複雑性の低減」等を踏まえ、「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」（以下「論点整理」）を公表している。
3. IASB は、IFRS 第 9 号を公表した後、金融負債の分類及び測定についても見直しを進めていたが、本年 10 月、公正価値オプションを適用する場合における負債の信用リスクの取扱いを除き、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の定めをそのまま引き継ぐ形で、IFRS 第 9 号「金融商品」（減損及びヘッジ会計を除く）を最終化しており、複合金融商品（主契約が金融負債の場合）についても、従来²の取扱いがそのまま踏襲されている。
4. 他方、FASB は本年 5 月に公開草案（コメント期限：9 月末）を公表しており、現在、コメントの分析を行っている。当該公開草案では、複合金融商品（金融負債）について、公正価値評価を行い、評価差額を純利益に認識する(FV-NI)こととしている²。

我が国の会計基準における取扱いと国際的な会計基準における取扱いの整理

我が国の会計基準における取扱い等

5. 我が国の金融商品会計基準では、複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まないもの）について、以下のように定められている。

「契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品は、原則として、それを構成する個々の金融資産又は金融負債と区分せず一体として処理する。」（企業会計基準第 10 号 「金融商品に関する会計基準」第 40 項）。

¹ 今回の金融負債の分類及び測定に関する検討では、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品については、検討の対象外としている。

² FASB は、2010 年 12 月 21 日、公開草案へのコメントを踏まえて、金融資産の分類及び測定について、審議を行っている。審議の結果、金融資産の性質及び事業戦略を踏まえ、一定の金融資産については、償却原価で測定することを原則とする方向で検討する旨が暫定合意されている。

6. 上記のような定めとされたのは、以下のような理由によるとされている（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準 第116項」）。

「このような複合金融商品を構成する複数種類の金融資産又は金融負債は、それぞれ独立して存在しうが、複合金融商品からもたらされるキャッシュ・フローは正味で発生する。このため、資金の運用・調達の実態を財務諸表に適切に反映させるという観点から、原則として、複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分せず一体として処理することとした。ただし、通貨オプションが組み合わされた円建借入金のように、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及び可能性がある場合に、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されないときには、当該複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分して処理することが必要である。」

7. こうした趣旨を踏まえ、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（平成18年3月20日 企業会計基準委員会）複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、次のすべての要件を満たした場合、組込対象である金融資産又は金融負債とは区分して時価評価し、評価差額を当期の損益として処理するとされている。
- (a) 組込デリバティブのリスクが現物の金融負債に及び可能性があること
 - (b) 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと
 - (c) 当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと
8. また、同適用指針では、利付金融負債に対する(a)の要件の適用について、原則として、以下のいずれかに該当する場合として示している。
- a) 組込デリバティブのリスクにより現物の金融負債の当初元本が増加する。
 - b) 当該金融負債の金利が債務者にとって契約当初の市場金利の2倍以上になる可能性がある³。
9. なお、組込デリバティブの対象である現物の金融負債は、金融商品会計基準に従って処理するとされている。また、上記のうち、(a)又は(c)の要件を満たさない場合でも、管理上、組込デリバティブを区分している時は、区分処理することが出来るとされている。
10. さらに、デリバティブで得た収益を毎期の利払いに含めず、後で一括して授受するスキーム又は複数年に1回しか利払いがないスキーム等、損益を調整する複合金融商品については、区分処理することとされている。
11. 以上より、我が国における複合金融商品（組込対象が金融負債の場合）の分類及び測定は、概ね、以下のように示すことができる。

対 象	測定方法	評価差額
(1) 下記以外の複合金融商品(組込対象が金融負債の場合)	(一体処理) 原則、償却原価 ⁴	N/A

³ 例えば、当初金利の5%に対して実際の支払金利が10%以上となる場合（固定金利ベースでの支払いを前提）当初計算式[LIBOR+5%]に対して実際の支払金利が当初計算式に2を乗じたもの[(LIBOR+5%)×2]を適用して計算される金額以上となる場合（変動金利ベースでの支払いを前提）。

⁴ 我が国の金融商品に関する会計基準では、支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務について債務額によって評価するとされているが、債務額と償却原価は同額となるケースが多いと考えら

対 象	測定方法	評価差額
(2) 3要件（本資料 第7項参照）のすべてを満たすもの ・ デリバティブ部分（当該部分の公正価値を区分して測定することが出来る場合） ・ 組込対象である金融負債	（区分処理） 公正価値評価 ⁵ 原則、償却原価	当期純利益 N/A
(3) 3要件のすべてを満たさないが、管理上、組込デリバティブを区分している場合（企業が選択した場合）	同上	同上
(4) 損益を調整する複合金融商品	同上	同上
(5) デリバティブ部分の公正価値を区分して測定することが出来ない場合	（一体処理） 公正価値評価	当期純利益

12. なお、区分処理が求められるものとして、以下のような金融商品が例示されている。

- (1) 借入金等の中に、経済的性格及びリスクが組み込まれた現物の金融負債の経済的利益及びリスクと緊密な関係にないデリバティブ⁶が組み込まれたもの
- (2) 他社株転換社債
- (3) 借入金等の中に、経済的性格及びリスクが組み込まれた現物の金融負債の経済的性格及びリスクと緊密な関係にあるデリバティブ⁷が組み込まれているもののうち、以下のいずれかに該当するもの
 - (i) 契約上、フローアが付いていないため、受取利息がマイナスとなる可能性がある
 - (ii) オプションを売却しているもの等が組み込まれ、当初元本を毀損する可能性がある
- (4) 重要な損失をもたらす行使価格の付いた期前償還付き債券、借入金等

国際的な会計基準における取扱い等

（IFRSにおける取扱い）

13. IFRS 第9号「金融商品」では、複合金融商品（金融資産を除く）について、以下のよう
に定められている。
 - (1) 組込デリバティブは、以下の場合、主契約から分離してデリバティブとして会計処理し
なければならない（区分処理）。
 - (a) 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、主契約の経済的特徴及びリスクに密接
に関連していないこと

れることから、本資料では、本文中の表記としている。

⁵ 本資料では、金融商品に関する会計基準において使われている「時価」に代え、「公正価値」と表記している。

⁶ 元本又は金利が株式市場又は株式指数、現物商品相場又は現物商品指数、外国為替相場、気象条件に関する指標、第三者の信用リスクに係るデリバティブ

⁷ 当該契約と同一通貨である金利、物価指数、債務者自身の信用リスクに係るデリバティブ

- (b) 組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品がある場合、それがデリバティブの定義に該当すること
- (c) 複合金融商品が、公正価値で測定して公正価値変動を純利益に認識するものではないこと
- (2) 主契約が金融資産でない複合金融商品については、以下を除く場合、全体を公正価値で測定した上で、評価差額を純損益に計上することができる（公正価値オプション）。
- (a) 当該組込デリバティブが、主契約のキャッシュ・フローを大きく変更していない場合
- (b) 類似の複合金融商品がある場合、組込デリバティブの分離が明らかに禁じられる場合
- (3) 複合金融商品について区分処理が求められるにも関わらず、組込デリバティブ部分の取得時点又は報告日末時点の公正価値が測定できない場合、複合金融商品全体を公正価値で測定した上で、評価差額を純利益に計上する。
14. IASB では、デリバティブの認識・測定の要求を回避するために複合金融商品の形態を取ることを防止する観点から、上記の要件を定めていた。他方、当該要件については、不明確で複雑等との批判も寄せられていたため、金融商品会計基準の見直しの過程で、複合金融商品に関する上記取扱いについても見直しの検討を行っていた。しかし、IASB は、以下の理由から、今回の見直しにおいて特段の変更を行わないこととしている。
- a) 実務上、上記要件に基づく区分処理が概ね機能している。
- b) 区分処理を行うことによって、負債の信用リスクの問題が解決できる。
15. 以上より、IFRS 第 9 号における複合金融商品（金融負債）の分類及び測定は、概ね、以下のように示すことができる。

対 象	測定方法	評価差額
(1) 下記以外の複合金融商品（主契約が金融負債の場合）	（一体処理） 原則、償却原価 （実効金利法）	N/A
(2) 3 要件（本資料 13 項参照）のすべてを満たす場合 ・ デリバティブ部分（当該部分の公正価値を区分して測定することが出来る場合） ・ 主契約である金融負債	（区分処理） 公正価値評価 原則、償却原価 （実効金利法）	当期純利益 N/A
(3) 対象の金融負債に公正価値オプションを適用している場合	（一体処理） 公正価値評価	当期純利益
(4) デリバティブ部分の公正価値を区分して測定することが出来ない場合	同上	同上

16. なお、IFRS では、区分処理が求められるもの、区分処理が禁止されるものとして、具体的な要件が例示されている（区分処理が求められるもの：IFRS 第 9 号 B.4.3.5、4.3.6、区分処理が禁止されるもの：IFRS 第 9 号 B.4.3.8）。

（FASB の動向）

17. 米国会計基準においても、一定の特性を有する組込デリバティブをIFRSと同様の要件に基づき主契約から区分してデリバティブとして会計処理することとされている。なお、冒頭に記載の通り、FASBは、金融商品会計の見直しを進めており、公開草案では、IFRS第9号と異なるアプローチを提案している。なお、FASBは、本年12月に、分類及び測定に関する審議を再開することを予定している。

検討点と今後の方向性

基本的な考え方

18. 以上を踏まえ、複合金融商品（主契約が金融負債の場合）について、IFRS第9号のモデルと我が国の現行モデルを比較すると以下のようにまとめられる。

項目	IFRS第9号の分類及び測定	我が国の現行モデル
(1) 原則的方法	区分処理が求められるもの デリバティブ部分：公正価値 主契約：原則、償却原価（実効金利法） 区分処理が求められないもの 原則、償却原価（実効金利法）	区分処理が求められるもの 任意に区分処理を行うもの デリバティブ部分：公正価値 主契約：原則、償却原価 区分処理が求められないもの： 原則、償却原価
(2) 区分処理の 主な要件	<u>組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、主契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連していないこと</u>	<u>組込デリバティブのリスクが現物の金融負債に及ぶ可能性があること（具体的には、以下）</u> <ul style="list-style-type: none"> 組込デリバティブのリスクにより現物の金融負債の当初元本が増加する。 当該金融負債の金利が債務者にとって契約当初の市場金利の2倍以上になる可能性がある 損益を調整する複合金融商品
(3) 区分処理の 選択適用	認められていない	上記要件を満たさない場合が、管理上、組込デリバティブを区分している場合
(4) 区分処理が 要求される にも関わらず、組込デリバティブの公正価値測定が出来ない場合	全体を公正価値測定し、評価差額を純利益に計上	同左
(5) 公正価値オプションの	認められている	認められていない

項目	IFRS 第9号の分類及び測定	我が国の現行モデル
適用		

19. 上表の通り、我が国の現行モデル及びIFRS第9号では、複合金融商品の会計処理について、概ね整合的である一方、区分処理の要件、区分処理の選択適用、公正価値オプションの適用に関する定めが異なる。

（区分処理の要件）

20. このうち、区分処理について、平成21年5月に公表した論点整理では、以下の記載をしていた。

（130項）

a) 我が国の会計基準における要件は、経済的特徴及びリスクの密接な関連性を判断するよりも容易であり、通常の商品についてその範囲は国際的な会計基準とおおよそ重なっていると考えられることから、引き続き、組込デリバティブのリスクが及び可能性の有無を基礎とした判断規準とすべきとの意見がある。

b) ただし、現行の要件にかかわらず、実務上、組込デリバティブを区分処理することが望ましい場合があれば、それらを捕捉するように追加的な要件を検討すべきとの意見もある。

（131項）

c) 一方、現行の金融商品に組込デリバティブのリスクが及び可能性の有無を区分処理の判断の基礎とする場合、経済的特徴及びリスクが密接に関連していないため、その組込デリバティブの公正価値やキャッシュ・フローの変動性は、現物の金融商品又は金融負債と異なる可能性がある。このため、国際的な会計基準と同様に、経済的特徴及びリスクの関連性を区分処理の判断の基礎とすることが必要との意見もある。

（132項）

d) 国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点も踏まえ、今後、論点として取り上げる必要があるか、引き続き検討することが考えられる。

21. これに対して、寄せられた主な意見は、以下の通り（詳細：別添1参照）。

（我が国の現行基準について変更が必要）

- コンバージェンスの観点から、国際的な会計基準に合わせるべき。
- クレジット・デリバティブを組み込んだ複合金融商品について、信用リスクが適切に金利に反映されていない場合がある他、会計処理の複雑性が増している。
- 我が国の現行基準の方が判断が容易との指摘もあるが、判断の容易性は、会計基準設定の際に優先すべき事項ではない。

（我が国の現行基準を維持すべき）

- 適否の判断が国際的な会計基準の規定よりも容易な場合が多いものと思われ、かつ、結果として、国際的な会計基準に基づく判断結果と大きな差異を生じないため、比較可能性を維持できる。
- 「管理上、組込デリバティブを区分している時は区分処理することができる」旨の規定の継続は金融機関等多数のデリバティブを取り扱っている事業者にとっては望ましく、経営者の意図を正しく財務諸表に反映する観点からは重要。

22. なお、当委員会は、2010年5月に公表されたIASBによる公開草案「金融負債に関する公

正価値オプション」に対して、「公正価値オプションに関する特段の定めを除いて金融負債の分類及び測定に関する現行規定を維持する提案を基本的に支持する」等のコメントを送付している。

23. 以上を踏まえると、区分処理の要件については、経済的特徴及びリスクの密接な関連性等の要件を規準とする IFRS 第 9 号のアプローチをベースに検討を進めることが適当と考えられる。

（区分処理の選択適用）

24. 12 月 21 日に開催された専門委員会において、管理上、組込デリバティブを区分処理している場合には、実務との整合性を図る観点から、引き続き、区分処理の適用を認めるべきとの指摘がされている。
25. 具体的には、現金担保付有価証券貸借取引に、キャップ、フロアー、期限前解約条項等のオプションが付されている状況において、当該オプションが金利に密接に関連するものである場合、経済的特徴及びリスクの密接な関連性を判断規準とすれば、一体処理が求められる。但し、この場合でも、証券業者では、管理上、オプション部分について区分処理を行っているケースが多いこと等が指摘されている。
26. こうした状況を踏まえると、管理上、組込デリバティブを区分処理している場合の取扱いについては、実態の把握に向けた措置を講じつつ、引き続き、検討する方向としてはどうかと考えられる。

（公正価値オプションの定め）

27. 公正価値オプションについては、当委員会は、平成 21 年に公表した論点整理において、公正価値オプションについて、肯定的見解・否定的見解の双方を紹介していた。

（肯定的見解）

- a) 公正価値オプションは、現行の測定区分や測定方法に起因する会計上のミスマッチを削減し、複雑な測定を緩和する意義がある。
- b) 信頼性のある公正価値が金融商品にとって適切な測定値であり、公正価値で測定される金融商品を拡大する観点から望ましい。
- c) 公正価値オプションは、我が国の会計基準と国際的な会計基準との重要な差異の一つであり、国際的なコンバージェンスの観点から導入すべきである。

（否定的見解）

- a) 企業の投資は、投資家への情報提供の観点から事業投資と金融投資に大別される。金融商品についても、投資の性質に最も適合する区分に含めるべきである。公正価値オプションは、こうした区分と関係なく行われることにより、投資家の意思決定に有用な情報を提供しない可能性がある。
- b) 関連する資産及び負債の測定における会計上のミスマッチの問題が、公正価値により測定可能なものについての、公正価値評価の範囲が現行基準では適当でないために生じているのであれば、測定区分やヘッジ会計の見直しによる検討により対応すべきである。
28. 我が国では、これまで、目的別の分類が適切にされた上で、ヘッジ会計が適切に運用され

る限りにおいて、公正価値オプションは必要とは言えず、逆に、こうした分類と関係なく測定方法が決定される場合、投資家の意思決定に有用な情報を提供しない可能性があるという考えから、公正価値オプションが許容されていなかった。

29. 他方、複数のデリバティブが組み込まれているような複合金融商品については、区分処理の要件を満たすか否かに係らず、通常、デリバティブでリスクヘッジがされており、全体を公正価値で測定することが経済的実態を表す上で最も容易な方法ではないかという旨が指摘されている。また、こうした商品については、デリバティブ部分を区分した上で別個に公正価値を測定するよりも、全体を公正価値で測定する方が信頼性のある測定が可能となるとの指摘もされている。
30. また、金融負債に対する公正価値オプションの適用については、前回の専門委員会（11月30日開催）及び委員会（12月2日開催）において、IFRS第9号における要件をベースとして検討を進めていってはどうかとの提案に対して、概ね支持を頂いている。
31. 以上より、公正価値オプションを認めつつも、公正価値オプションの適用を、当該組込デリバティブが主契約のキャッシュ・フローを大きく変更していない場合、類似の複合金融商品がある場合、組込デリバティブの分離が明らかに禁じられている場合、を除くことが適当と考えられる。
32. 上記を踏まえ、以下のように進めていってはどうかと考えられる。
 - a) 複合金融商品（主契約が金融負債の場合）について、我が国における現行の定めに加え、IFRS第9号の定めを踏まえた区分方法（主に、組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、主契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連しているか否かにより区分）に変更する。
 - b) 我が国において現状認められている区分処理の選択適用（管理上、組込デリバティブを区分している場合）については、引き続き検討する。
 - c) 複合金融商品に対する公正価値オプションの適用を認める。

（上記変更に伴い想定される具体的な適用事例：別添2）

（ディスカッション・ポイント）

- 複合金融商品（主契約が金融負債の場合）について、管理上、組込デリバティブを区分している場合の取扱いについては引き続き検討することとした上で、IFRS第9号におけるアプローチをベースとして検討を進めることとしてはどうか。

- [論点 6、7] 公正価値オプション及び債務不履行及び契約違反等の注記 -

我が国の会計基準における取扱いと国際的な会計基準における取扱いの整理

（公正価値オプションに関する注記）

我が国の会計基準における定め

33. 我が国の金融商品会計基準では、公正価値オプションの適用は認められておらず、公正価値オプションに関する注記はされていない。

IFRS における定め

34. IASB は、これまで IFRS 第 7 号「金融商品：開示」において公正価値オプションに関する開示を定めていたが、2010 年 10 月に金融負債に対する公正価値オプションの適用方法を変更したことに伴い、IFRS 第 7 号を変更している。このため、現状、要求されている財務諸表への注記事項は、主に以下の通り。

（公正価値オプションの適用に関する注記事項）

- (a) 金融負債の信用リスク⁸に起因する公正価値の変動額（累計）
- (b) 金融負債の帳簿価格と満期時点における支払金額との差額
- (c) OCI に計上された金額に関する資本の部における移動額及びその理由
- (d) 当期中に負債の認識が中止された場合、実現した時に OCI に計上されていた金額

（金融負債の公正価値の変動額を全て当期純利益に計上する場合における注記事項）

- (a) 金融負債の信用リスクに起因する部分の公正価値の変動額（当期中及び累計）
- (b) 金融負債の帳簿価額と企業が満期時点における支払金額との差額

（その他の注記事項）

- (a) 金融負債の信用リスクに起因する部分の公正価値の変動額に関する算定方法
- (b) 要求される開示によって金融負債の信用リスクに起因する公正価値の変動額が忠実に表現されないと判断された場合、その理由及び有用と考える要因
- (c) 金融負債の信用リスクに起因する公正価値の変動額を OCI に計上することによって、当期純利益における会計上のミスマッチを生じさせる（又は拡大させる）か否かを判断す

⁸ IFRS 第 9 号によると、負債の信用リスクとは、「金融商品に関する一方の当事者が、他方の当事者に対して、義務の履行を行わないことによって損失を与えるリスク」をいうとされており、資産に固有の履行リスク（特定の資産又は資産グループの業績が悪くなるリスク）とは異なるとされている。例えば、倒産隔離されている SPE が、CMBS や RMBS、ABS 等を担保にして証券化商品（金融負債）を発行するような場合、当該証券化商品の公正価値の変動は、担保とされている資産の公正価値の変動額である。このような場合、当該公正価値の変動は、資産に固有の履行リスクであり、負債の信用リスクに当たらない。このため、例え、このような SPE が連結されたとしても、金融負債の信用リスクに起因する公正価値の変動額はないものと考えられる。

る際に用いられた手法に関する詳細な説明。金融負債の信用リスクに起因する公正価値の変動額を当期純利益に計上した場合、経済的關係に関する詳細な説明。

（債務不履行及び契約違反等に関する注記）

我が国の会計基準における定め

35. 我が国では、継続企業の前提が適切であるかを総合的に評価した結果、貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、継続企業の前提に関する事項として一定の注記が求められている（監査委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」7. 継続企業の前提に関する注記）。他方、債務不履行及び契約違反等に関する特段の定めは設けられていない。

IFRS における定め

36. IFRS 第7号において、企業の信用状況及び将来借入能力に関する情報を提供する観点から、借入金に関する債務不履行及び契約違反について、主に以下の開示を要求している。
- 借入金の元本、利息、減債基金、償還条件に関する当期中の債務不履行の詳細
 - 報告期間の末日現在で債務不履行となっている借入金の帳簿価額
 - 財務諸表の公表が承認される以前に債務不履行が解消されたかまたは当該借入金の条件が再交渉されたかどうか

（その他）

我が国の会計基準における定め

37. 我が国では、金融負債について、原則として、貸借対照表の科目ごとに貸借対照表額、貸借対照表日における時価及びその差額並びに当該時価の算定方法⁹を注記することが求められている他、金融負債の返済に必要なキャッシュ・フローをある程度予測できるように、社債、長期借入金、リース債務その他の有利子負債について、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記することが求められている（企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」4(5)、(6)）。

IFRS における定め

38. IFRS 第7号では、金融負債について、上記の他、公正価値に関する開示や担保に関する注記¹⁰等が定められている。

⁹ 当該注記に代えて、当該金額の算定方法及び時価との差額についての適切な補足説明を行うことを前提として、以下の開示によることが出来る。

約定金利に金利水準の変動のみを反映した利子率で割り引いた金融負債の金額

無リスクの利子率で割り引いた金融負債の金額

¹⁰ 金融負債の担保として差し入れられている金融資産の帳簿価額、担保に関する契約条件の他、

検討点と今後の方向性

公正価値オプションに関する注記について

39. 我が国では、これまで、公正価値オプションについて、現行の測定区分や測定方法に起因する会計上のミスマッチを削減し、複雑な測定を緩和する等の肯定的な意見の一方、投資の性質と関係なく区分が行われることにより、投資家の意思決定に有用な情報を提供しない可能性がある旨が指摘されていた。
40. また、負債の信用リスクに起因する公正価値の変動額の算定については、多くの見積りや仮定を必要とすることから、十分な開示が必要との指摘が示されていた。
41. この点、IFRS 第 7 号で示されている開示項目は、こうした指摘を概ね踏まえたものとなっており、IFRS 第 7 号における開示をベースとして検討を進めてはどうか。また、「OCI に計上された金額に関する資本の部における移動額及びその理由」については、OCI に計上された金額の組替調整を認めるか否かの検討を踏まえ、決定することとしてはどうか。

債務不履行及び契約違反等に関する注記について

42. 債務不履行及び契約違反等に関する注記については、企業の信用状況及び将来の借入能力に関する情報を提供する観点から、有用と考えられる。このため、IFRS 第 7 号における開示をベースとして検討を進めてはどうか。

その他

43. 我が国における現行基準と IFRS とでは、表示及び注記事項について、幾つかの相違がある。これらの多くは、公正価値オプションに関する注記のように、会計処理の差異に起因するものであるが、それ以外の項目については、財務諸表利用者の判断を誤らせないとの観点から、引き続き、検討を進めていくこととしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

44. 上記を踏まえ、金融負債に関する注記事項に関する今後の進め方について、以下の点についてご議論頂きたい。

（ディスカッション・ポイント）

- 金融負債について、公正価値オプションに関する注記を含め、会計処理の検討と平仄を合わせて必要な見直しを行うとともに、債務不履行及び契約違反等に関する注記等についても必要と認められる場合、注記事項を追加する方向で検討を進めてはどうか。

以 上

担保所有者の債務不履行がなくても売却又は再担保差入が認められている場合、保有している担保の公正価値等に関する開示が求められている。

<p>質問(13) 複合金融商品に含まれる組込デリバティブの区分処理の要件として、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否かではなく、現物の金融商品と組込デリバティブの経済的性格及びリスクの関連性に着目した方がよいと考えますか。</p>	
1)見直すべき	<p>コンバージェンスの観点から国際的な会計基準に合わせるべきである。 (CL02 佐々木秀和)</p> <p>現行の日本基準とIFRSsとでは、判断基準の建付けが異なっていることから、コンバージェンスの観点からも、経済的特徴及びリスクが主契約の経済的特徴及びリスクと密接に関連するかどうかに着目した方法により検討することが適当かどうか、IASBの動向も踏まえて、検討することが適当であると思われる。現行の日本基準において、元本の毀損可能性の程度により区分処理の要否を判断することとなっているが、クレジット・デリバティブを組み込んだ複合金融商品については、現時点では、信用リスクが適切に金利に反映されていない場合もあること、また、会計処理の複雑性が増す結果となっているものと考えられることから、現行の日本基準の取扱いについての見直しの検討が考えられる。 (CL03 あずさ監査法人)</p>
	<p>組込デリバティブの区分処理の要件については、一義的に経済的特徴及びリスクの密接な関連性をその判断規準とすべきものとする。</p> <p>本論点整理130項では、我が国の会計基準における現行の判断規準について、経済的特徴及びリスクの密接な関連性を判断するよりも容易であるとの意見が示されている。また、現行の要件にかかわらず、実務上組込デリバティブを区分処理することが望ましいケースにおいて、追加的な要件を設定することを検討すべきとの意見も示されている。しかしながら、判断の容易性は会計基準設定の際に優先すべき事項ではないと考えられるため、国際的な会計基準と同様に、「原則的な（より上位の）定め」として、現行の企業会計基準適用指針第12号3項の定めを見直す形で、組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが主契約のそれと密接な関連性を有するか否かを区分処理の判断要件として金融商品会計基準上に設定し、必要な実務ガイダンスを設ける形が望ましいと考える。なお、IAS第39号AG33項には経済的特徴及びリスクが主契約の経済的特徴及びリスクと類似しているものの例示が挙げられており、このような例示が実務上有用と考えられることから、同様のガイダンスを設ける必要性について検討されるべきと思料する。(CL13 新日本有限責任監査法人)</p> <p>現物の金融商品と組込デリバティブの経済的性格及びリスクの関連性に着目した方がよいと考える。現物の金融商品と経済的性格及びリスクの関連性がない組込デリバティブを一体処理した場合、組込デリバティブにより作動的に現物の金融商品の経済的性格が全く異なるものに返還され、当該複合金融商品を一体処理すると組み込まれたデリバティブのリスクが財務諸表に適切に反映されなくなる可能性があり、またそのような商品が組成されていると考える。我が国の会計基準においても利付金融資産又は金融負債に物価指数に係るデリバティブが組み込まれている場合には区分処理を要しないこととなる場合があるが、この取扱いは、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否かとは異なる観点から導かれる方が自然であり、現物の金融商品と組込デリバティブの経済的性格及びリスクの関連性に着目した要件を設けることで、その取扱いを適切に説明することができる。 (CL15 日本公認会計士協会)</p>
2)見直しは	<p>従来通り、前者の考え方の適用が良いと考える。なぜならば財務情報の有用</p>

<p>不要</p>	<p>性を考えるにつけ、デリバティブと現物の経済的性格やリスクの関連性よりも特に将来の元本償還の蓋然性により焦点を合わせたほうが自然であると考え るためである。(CL07 布津陽一郎)</p> <p>複合金融商品に含まれる組込デリバティブの区分処理については、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産または金融負債に及ぶ可能性があるか否かで判断することが適当である。</p> <p>(理由)</p> <p>1. 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産または金融負債に及ぶ可能性があるか否かを判断することは、経済的特徴およびリスクの密接な関連性を判断することよりも容易()であり、企業によって判断に差が出るこ がなくなるため、比較可能性を維持できる。また、通常の商品に関する区分処理を行うか否かの判断については、我が国の会計基準と国際的な会計基準において、概ね同様と考えられる。</p> <p>()一般事業法人が金融商品を購入する際に受領する商品概要説明書等に元本が確保される旨が明記されている。</p> <p>2. 複合金融商品の取引管理効率性の観点から、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」4項、「管理上、組込デリバティブを区分している時は区分処理することができる」旨の規定の継続は金融機関等多数のデリバティブを取り扱っている事業体にとっては望ましく、これは経営者の意図を正しく財務諸表に反映する観点からは重要であると考えられる。</p> <p>3. 適用指針第12号27項では、クレジット・リンク債やシンセティック債務担保証券(CDO)について、「当該複合金融商品全体の信用リスクが高くない場合、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性は低いと考えられる」とされている。これは、裏付資産が高い信用力を有する利付金融資産である場合、当該複合金融商品が実質的にCDSの参照先のリスクのみを反映していると考えられることを理由としているが、この考え方はシンセティックCDOの投資意図に沿ったものである。一方、国際的な会計基準では、組込デリバティブが主契約の経済的特徴およびリスクに密接に関連していない場合に区分処理する必要があるとされており、これにもとづけば、シンセティックCDOについては、利付金融資産とCDSのリスクは密接に関連していないと解釈され、一律区分処理を求められる可能性もある。このような場合、中長期的な投資意図をもってシンセティックCDOに投資を行っていても、債券全体の信用力に関わらず評価損益の変動が損益計算書に影響を及ぼし、投資実態を適切に財務諸表に反映させることができなくなると考えられる。(CL09 全国銀行協会)</p>
	<p>国際的な会計基準における「現物の金融商品と組込デリバティブのリスクの関連性」という基準は、その適否の判断が困難な場合があると思われる一方で、我が国の会計基準の「組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否か」という基準は、その適否の判断が国際的な会計基準の規定よりも容易な場合が多いものと思われ、かつ、結果として、国際的な会計基準に基づく判断結果と大きな差異を生じないと思われることから、現行の我が国の基準を維持するべきである。(CL10 ISDA)</p>
<p>その他</p>	
<p>3)リスクが及ぶ可能性</p>	<p>我が国の会計基準において、利付金融資産又は金融負債の場合、組込デリバティブのリスクが現物の金融負債に及ぶ可能性があるか否かの判断につき「当</p>

<p>があるか否かの判断について</p>	<p>該金融負債の金利が債権者にとって契約当初の市場金利の2倍以上になる可能性があること」を1つの基準として示しているが、この記述では変動利付負債の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「契約当初の市場金利」が変動利息に適用される計算式そのものを指すのか、当該計算式に基づき算出される金利の絶対額を指すのか ・「2倍」とは、判定時点に変動利息に適用される計算式が当初の計算式の2倍となることを指すのか、判定時点に変動利息に適用される計算式に基づき算出される金額の絶対額が契約当初の市場金利の絶対額の2倍となることを指すのか <p>につき明確に記載されていない為、設例等を用いた明確化が必要と考える。 (CL06 日本貿易会)</p> <p>我が国の基準における、「金利が契約当初の市場金利の2倍以上になるとは、例えば変動金利の場合、その当初計算式「$L + 0.5\%$」に対して、実際の支払い金利が当初計算式に2を乗じたもの「$(L + 0.5\%) \times 2$」を適用して計算される金額以上となる場合をいう」という例示は、論旨が不明確であり、誤解を招きかねないことから修正すべきである。</p> <p>また、例えば、「金利が変動金利に連動して累積的に（一般的な借入金利息の2倍を超えて）増加する借入金」の場合、国際的な会計基準の「現物の金融商品とリスクが関連している」という規定に合致しているとの判断も有り得ると思われるが、我が国の基準では区分処理が求められるものと思われること等、国際的な会計基準の方が我が国の基準よりも適切とは思われない事例もあることも考慮すべきである。(CL10 ISDA)</p>
----------------------	--

（ご参考）複合金融商品の区分処理に関する具体的な適用事例¹¹

（事例 1） - 社債発行者が期限前に償還することができる場合 -

- ・ 企業 A は、X0 年期首に、社債（額面 100 億円、金利 2%、期間 5 年間）を 90 億円で発行。
- ・ 企業 A は、X3 年期首に、96 億円で当該社債を繰上償還することが出来る。

（日本基準に基づく分析）

区分処理：区分しないものと考えられる。

理由：組込デリバティブのリスクにより、現物の金融負債の当初元本が増加しない他、金利が契約当初の市場金利の 2 倍以上にもならないため。

（IFRS 第 9 号に基づく分析）

区分処理：区分しないものと考えられる。

理由：償還金額が対象となる金融負債の償却原価と近似しており、期限前に償還した場合でも、社債保有者は殆ど全ての認識済みの投資額を回収できる。このため、組込デリバティブの経済的特徴及びリスク（金利変動リスク）が主契約の経済的特徴及びリスク（金利変動リスク）に密接に関連している（B.4.3.5(e)(i)、B.4.3.8(a)参照）。

（事例 2） - 社債保有者に期限前に償還することができる権利が与えられている場合 -

- ・ 企業 B は、X0 年期首に、社債（額面 100 億円、金利 5%、期間 10 年間）を 100 億円で発行。
- ・ 社債保有者は、TOPIX が 5% 下落した場合、社債期間中いつでも、額面にて当該社債を繰上償還することが出来る。

（日本基準に基づく分析）

区分処理：区分しないものと考えられる。

理由：組込デリバティブのリスクにより、現物の金融負債の当初元本が増加しない他、金利が契約当初の市場金利の 2 倍以上にもならないため。

（IFRS 第 9 号に基づく分析）

区分処理：区分しないものと考えられる。

理由：償還金額が対象となる金融負債の償却原価と近似しており、期限前に償還した場合でも、社債保有者は殆ど全ての認識済みの投資額を回収できる。このため、組込デリバティブの経済的特徴及びリスク（金利変動リスク）が主契約の経済的特徴及びリスク（金利変動リスク）に密接に関連している（B.4.3.5(e)(i)、B.4.3.8(a)参照）。

（注）オプション行使のトリガーは、主契約に関連するもの（金利、信用リスク）とは関係ないが、行使価格（この場合、償還金額）が判断規準となる。

¹¹ **本設例は、委員会における議論のためのみに事務局にて作成されたものであり、企業会計基準委員会として解釈を示す等の目的で示すものではない。**なお、分析に当たっては、対象となる複合金融商品の公正価値の変動による評価差額が当期の損益に反映されないことを前提としている。

（事例3） - 社債発行者が社債期間を延長することができる場合 -

- ・ 企業Cは、X0年期首に、社債（額面100億円、金利5%、期間5年間）を100億円で発行。
- ・ 企業Cは、満期時点で、金利条件はそのまま、社債期間を3年間延長することができる。

（日本基準に基づく分析）

区分処理：区分しないものと考えられる。

理由：組込デリバティブのリスクにより、現物の金融負債の当初元本が増加しない他、金利が契約当初の市場金利の2倍以上にもならないため。

（IFRS第9号に基づく分析）

区分処理：区分するものと考えられる。

理由：オプションの行使によって、社債期間を大きく延長する他、金利が直近の市場金利を反映するものでなくなる。このため、組込デリバティブの経済的特徴が主契約の経済的特徴に密接に関連していない（B.4.3.5(b)参照）。

（事例4） - 社債の金利が大きく変動する条件が付されている場合 -

- ・ 企業Dは、X0年期首に、社債（額面100億円、金利5%、期間5年間）を95億円で発行。発行時における企業Dの市場金利（期間：10年）は、6%。
- ・ 社債発行後2年間に3ヶ月Liborが4.5%になった場合、社債金利が13%にリセットされる。

（日本基準に基づく分析）

区分処理：区分するものと考えられる。

理由：組込デリバティブのリスクにより、金利が契約当初の市場金利の2倍以上にもなるため。

（IFRS第9号に基づく分析）

区分処理：区分するものと考えられる。

理由：組込デリバティブによって、保有者の当初の収益率は2倍以上になるとともに、主契約と同一条件の契約の市場レートの2倍以上となる。このため、組込デリバティブの経済的特徴及びリスク（金利変動リスク）が主契約の経済的特徴及びリスク（金利変動リスク）に密接に関連している（B.4.3.8(a)参照）。

（事例5） - 金利キャップが付されている場合 -

- ・ 企業Eは、X0年期首に、社債（額面100億円、金利Libor+100bp、期間5年間）を95億円で発行。発行時におけるLiborは、3%。
- ・ 支払金利の上限は、5.5%とする。

（日本基準に基づく分析）

区分処理：区分しないものと考えられる。

理由：オプションを売却しているもの等が組み込まれておらず、当初元本を毀損する可能性がないため。

(IFRS 第 9 号に基づく分析)

区分処理：区分しないものと考えられる。

理由：支払金利の上限が、社債発行時点における市場金利よりも高い (out of the money である)。このため、組込デリバティブの経済的特徴及びリスク (金利変動リスク) が主契約の経済的特徴及びリスク (金利変動リスク) に密接に関連している (B.4.3.8(b) 参照)。

(事例 6) - 株価連動型の金利の場合 -

- ・ 企業 F は、X0 年期首に、社債 (額面 100 億円、期間 5 年間) を 100 億円で発行。
- ・ 支払金利の水準は、2%+TOPIX に基づく連動係数によって決定される。

(日本基準に基づく分析)

区分処理：区分するものと考えられる。

理由：組込デリバティブのリスクにより、金利が契約当初の市場金利の 2 倍以上にもなるため。

(IFRS 第 9 号に基づく分析)

区分処理：区分するものと考えられる。

理由：主契約に内在するリスクと組込デリバティブのリスク (株価変動リスク) が異なる。このため、組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが主契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連していない (B.4.3.5(c) 参照)。

以 上